

注) 1. 各評価項目の評定点及び評価点の小計は、少小数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
2. 測量作業及び地質調査においては、管理技術者及び現場作業責任者が該当する。
3. 照査技術者の評定は、照査技術者を配置する場合のみ行うものとする。
4. 事故等による減点、契約不適合又は損害賠償による減点及びその他は、整数とする。
5. 総合評価点は小数第一位を四捨五入し、整数とする。

注) 1. 各評価項目の評定点及び評価点の小計は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
2. 照査技術者の評定は、照査技術者を配置する場合のみ行うものとする。
3. 事故等による減点、契約不適合又は損害賠償による減点及びその他は、整数とする。
4. 総合評価点は小数第一位を四捨五入し、整数とする。

注) 1. 各評価項目の評定点及び評価点の小計は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
2. 事故等による減点、契約不適合又は損害賠償による減点及びその他は、整数とする。
3. 総合評価点は小数第一位を四捨五入し、整数とする。

別記様式第2号

文書番号
令和 年 月 日

(契約の相手方)
商号又は名称
代表者氏名

殿

(契約責任者)

東日本高速道路株式会社〇〇支社
(〇〇〇〇事務所)
支社長(所長) 〇〇 〇〇

調査等成績評定通知書

貴社が受注した下記の調査等について、調査等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 調査等名 | 〇〇自動車道 〇〇設計 |
| 2. 履行期間 | 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 |
| 3. 完了検査年月日 | 令和〇年〇月〇日 |
| 4. 評定点 | 別表のとおり |
| 5. 送付先 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇
東日本高速道路株式会社〇〇支社(〇〇〇〇〇事務所)
〇〇部 調達契約課(〇〇課) 〇〇 〇〇宛
電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E-MAIL〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 6. 手続き等の問い合わせ先 | 上記5に同じ |

以 上

項目別評定点

地質調査、単純調査業務、測量業務

考査項目		細別	業務評定点		管理技術者 (評定点/満点) (注1)(注2)		担当技術者 (評定点/満点) (注1)		照査技術者 (評定点/満点) (注1)(注3)	
プロセス評価	実施能力 の評価	実施体制と 執行計画	点/	20.0 点	点/	20.0 点	点/	5.0 点	- 点/	- 点
	実施状況 の評価	執行管理	点/	5.0 点	点/	5.0 点	点/	5.0 点	- 点/	- 点
		品質管理	点/	20.0 点	点/	20.0 点	点/	30.0 点	点/	50.0 点
		業務特性	点/	10.0 点	点/	10.0 点	点/	12.5 点	- 点/	- 点
		創意工夫	点/	4.0 点	点/	4.0 点	点/	4.0 点	- 点/	- 点
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	点/	6.0 点	点/	6.0 点	点/	6.0 点	- 点/	- 点
	取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観	点/	5.0 点	点/	5.0 点	点/	7.5 点	- 点/	- 点
結果の評価		成果品の品質	点/	30.0 点	点/	30.0 点	点/	30.0 点	点/	50.0 点
評定点の小計 (注1)			点/	100 点	点/	100 点	点/	100 点	点/	100 点
事故等による減点 (注4)			点		点		点		点	
契約不適合又は 損害賠償による減点 (注4)			点		点		点		点	
その他() (注4)			点		点		点		点	
総合評定点 (注5)			点/	100 点	点/	100 点	点/	100 点	点/	100 点

注) 1. 各評価項目の評定点及び評価点の小計は小数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
2. 測量作業及び地質調査においては、管理技術者及び現場作業責任者が該当する。
3. 照査技術者の評定は、照査技術者を配置する場合のみ行うものとする。
4. 事故等による減点、契約不適合又は損害賠償による減点及びその他は、整数とする。
5. 総合評定点は小数第一位を四捨五入し、整数とする。

項目別評定点

調査・計画業務						
考査項目		細別	業務評定点	管理技術者 (評定点/満点) (注1)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)(注2)
プロセス評価	実施能力 の評価	実施体制と 執行計画	点/ 20.0 点	点/ 20.0 点	点/ 5.0 点	- 点/ - 点
	実施状況 の評価	執行管理	点/ 5.0 点	点/ 5.0 点	点/ 5.0 点	- 点/ - 点
		品質管理	点/ 20.0 点	点/ 20.0 点	点/ 30.0 点	点/ 50.0 点
		業務特性	点/ 10.0 点	点/ 10.0 点	点/ 12.5 点	- 点/ - 点
		創意工夫	点/ 4.0 点	点/ 4.0 点	点/ 4.0 点	- 点/ - 点
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	点/ 6.0 点	点/ 6.0 点	点/ 6.0 点	- 点/ - 点
	取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観	点/ 5.0 点	点/ 5.0 点	点/ 7.5 点	- 点/ - 点
結果の評価		成果品の品質	点/ 30.0 点	点/ 30.0 点	点/ 30.0 点	点/ 50.0 点
評定点の小計 (注1)			点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点
事故等による減点 (注3)			点	点	点	点
契約不適合又は 損害賠償による減点 (注3)			点	点	点	点
その他() (注3)			点	点	点	点
総合評定点 (注4)			点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点

注) 1. 各評価項目の評定点及び評価点の小計は小数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
2. 照査技術者の評定は、照査技術者を配置する場合のみ行うものとする。
3. 事故等による減点、契約不適合又は損害賠償による減点及びその他は、整数とする。
4. 総合評定点は小数第一位を四捨五入し、整数とする。

項目別評定点

設計業務										
考査項目		細別	業務評定点		管理技術者 (評定点/満点) (注1)		担当技術者 (評定点/満点) (注1)		照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力 の評価	実施体制と 執行計画	点/	20.0 点	点/	20.0 点	点/	5.0 点	- 点/	- 点
	実施状況 の評価	執行管理	点/	5.0 点	点/	5.0 点	点/	5.0 点	- 点/	- 点
		品質管理	点/	20.0 点	点/	20.0 点	点/	30.0 点	点/	50.0 点
		業務特性	点/	10.0 点	点/	10.0 点	点/	12.5 点	- 点/	- 点
		創意工夫	点/	4.0 点	点/	4.0 点	点/	4.0 点	- 点/	- 点
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	点/	6.0 点	点/	6.0 点	点/	6.0 点	- 点/	- 点
	取組姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観	点/	5.0 点	点/	5.0 点	点/	7.5 点	- 点/	- 点
結果の評価		成果品の品質	点/	30.0 点	点/	30.0 点	点/	30.0 点	点/	50.0 点
評定点の小計 (注1)			点/	100 点	点/	100 点	点/	100 点	点/	100 点
事故等による減点 (注2)			点		点		点		点	
契約不適合又は 損害賠償による減点 (注2)			点		点		点		点	
その他() (注2)			点		点		点		点	
総合評定点 (注3)			点/	100 点	点/	100 点	点/	100 点	点/	100 点

注) 1. 各評価項目の評定点及び評価点の小計は小数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。
2. 事故等による減点、契約不適合又は損害賠償による減点及びその他は、整数としている。
3. 総合評定点は小数第一位を四捨五入し、整数とする。

説明請求書

令和 年 月 日

(契約責任者)

東日本高速道路株式会社〇〇支社
 〇〇〇〇事務所
 支社長（所長） 〇〇 〇〇 殿

- 1 説明請求者の住所及び氏名
〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
電話番号 〇〇－〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇
商号又は名称
代表者氏名
- 2 説明請求の対象となる調査等名
調査等名 〇〇自動車道 〇〇〇〇設計
契約番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 不服のある事項
- 4 上記３の主張の根拠となる事項

別記様式第4号

令和 年 月 日
文書番号

(契約の相手方)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

(契約責任者)

東日本高速道路株式会社〇〇支社

〇〇〇〇事務所

支社長(所長) 〇〇 〇〇 (印)

調査等成績評定に係る説明書(回答)

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職(注:契約責任者が事務所長の場合は、「東日本高速道路株式会社〇〇支社長」と記載する)に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して7日(「休日」を含まない。)以内に別添「再説明請求書」により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は技術審査会の審議を経た上で行い、書面により回答いたします。

記

1. 調査等名

調査等名 〇〇自動車道 〇〇〇〇設計

契約番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 疑問に対する回答

3. 再説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

東日本高速道路株式会社 〇〇支社 〇〇部 調達契約課

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

以 上

再說明請求書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 殿

- 1 再説明請求者の住所及び氏名
〒〇〇〇〇－〇〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
電話番号 〇〇－〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇
商号又は名称
代表者氏名
- 2 再説明請求の対象となる調査等名
調査等名 〇〇自動車道 〇〇〇〇設計
契約番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 不服のある事項
- 4 上記３の主張の根拠となる事項

別記様式第6号

文書番号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

東日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 (印)

調査等成績評価に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付で貴社から再説明を求められました評価内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 調査等名

調査等名 〇〇自動車道 〇〇〇〇設計

契約番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 疑問に対する回答

以 上